

(新)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(案)

平成23年8月

(平成27年〇月 改定)

愛 知 県

改定内容

・改定日を挿入

(旧)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

平成23年8月

愛 知 県

(新)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 目次

第1章 計画策定の背景及び目的.....	1
第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題.....	2
1 一括的漂着ゴミ対策調査結果.....	2
2 関係市町村へのアンケート調査結果.....	4
3 現地調査結果.....	9
第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針.....	22
第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容.....	23
1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域.....	23
2 海岸漂着物対策の内容.....	66
第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項.....	69
1 関係者の役割分担.....	69
2 相互協力体制の確立.....	71
第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項.....	72

(旧)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 目次

第1章 計画策定の背景及び目的.....	
第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題.....	
2-1 愛知県における海岸漂着物の現状.....	
1) 海岸漂着物の現状.....	
2) アンケート調査による海岸漂着物量.....	
3) 現地調査による海岸漂着物の現状結果.....	
第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針.....	
第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容.....	
4-1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について.....	
1) 重点区域の設定方法.....	
2) 重点区域の範囲.....	
3) 愛知県における重点区域の選定設定基準.....	
4) 愛知県における重点区域の設定.....	
4-2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容.....	
1) 重点区域における主な施策.....	
2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策.....	
第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項.....	
5-1 関係者の役割分担.....	
5-2 相互協力体制の確立.....	
第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項.....	
6-1 モニタリングの実施.....	
6-2 災害時等の緊急時における対応.....	
6-3 地域計画推進にあたって.....	

改定内容

- ・「海岸漂着物の現状」に関する調査結果等の追加に伴う日々の更新
- ・日々掲載項目の整理

第1章 計画策定の背景及び目的

愛知県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約594kmの長い海岸線を有し、この中には国定公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行なうべき海岸が多くある。

海岸は陸と海が接し、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっている。また、海水浴場等のようにレジャー・スポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場となっている。さらに、漁港・漁業、祭事、観光・保養地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしている。

このように海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。

国においては、近年、日本海側の海岸を中心に大量の漂着物等に関する被害報告がなされ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)を、平成21年7月に制定し、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を平成22年3月に策定した。

愛知県は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものである。

第1章 計画策定の背景及び目的

愛知県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約594kmの長い海岸線を有し、なかには国定公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行なうべき海岸が多くある。

海岸は陸と海が接し、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっている。また、海水浴場等のようにレジャー・スポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場となっている。さらに、漁港・漁業、祭事、観光・保養地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしている。

このように海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。

国においては、近年、日本海側を中心とする海岸の大量の漂着物等に関する被害報告がなされ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)が、平成21年7月に制定され、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)が平成22年3月に閣議決定された。

愛知県は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものである。

改定内容
・修正

第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題

愛知県における海岸漂着物の現状は、「海岸における一體的漂着ゴミ対策検討調査報告書」(平成19年3月 国土交通省他) (以下「H18一體的漂着ゴミ対策調査」という。)、「関係市町村へのアンケート調査 (平成22年1月、平成26年11月 愛知県)」及び「現地調査 (平成22年度、平成26年度 愛知県)」を基に整理した。

1 一體的漂着ゴミ対策調査結果

本調査では、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法 (海岸版)」を用いて、愛知県内132地点で調査が実施された。調査結果は、打線幅10m当たりの海岸漂着ごみ量 (かさ容量) を20Lごみ袋に換算してランク0 (0袋) からランク10 (128袋) までの12ランクで評価されている (表2-1参照)。なお、この調査では、流木や海藻等の自然由来の海岸漂着物は対象外としている。

調査結果の整理に当たっては、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法 (海岸版)」においてごみが非常に多いとされるランク6以上を赤着色、20Lごみ袋1袋/10mに相当するランク3以上を5以下を青着色として、県内の海岸漂着物の状況を取りまとめた結果は、図2-1のとおりである。

表2-1 ゴミ量ランクと漂着量との関係

ランク	ゴミ袋の 数量	回収した際のゴミのかさ容量の 表現として	かさ容量 (リットル)
0	0	(自然物を除いて)まったくゴミがない	0
T	約1/8	500mlのペットボトルならば 3~4本分程度	2.5
1	約1/4	2Lのペットボトルならば 2本分程度	5
2	約1/2	2Lのペットボトルならば 4本分程度 200~350mlの飲料缶ならば 15本分程度	10
3	約1	2Lのペットボトルならば 8本分程度 200~350mlの飲料缶ならば 30本分程度 ポリタンクならば 1本分程度	20
4	約2	2Lのペットボトルならば 16本分程度 ポリタンクならば 2本分程度	40
5	約4	2Lのペットボトルならば 32本分程度 みかん箱ならば 3個分程度	80
6	約8	ドラム缶ならば 1本未満	160
7	約16	ドラム缶ならば 1.5本未満	320
8	約32	ドラム缶ならば 3本未満	640
9	約64	1立方メートル程度	1,280
10	約128	軽トラックで 1台分	2,560

出典：水辺の散乱ゴミの指標評価手法 (国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に共同開発) を基に作成

第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題

2-1. 愛知県における海岸漂着物の現状

愛知県における海岸漂着ごみの実態は、「海岸における一體的漂着ゴミ対策検討調査報告書」(平成19年3月 国土交通省他) (以下、「H18一體的漂着ゴミ対策調査」という。) 及び愛知県が行った、「関係市町村へのアンケート調査 平成22年1月」における調査結果を基に整理した。

1) 海岸漂着物の現状

H18一體的漂着ゴミ対策調査では、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」を用いて、愛知県内132地点で調査が実施された。調査結果は、打線幅10m当たりの海岸漂着ごみ量 (かさ容量) を20Lごみ袋に換算してランク0 (0袋) からランク10 (128袋) までの12ランクで評価されている。なお、ここでは、流木や海藻等の自然由来の漂着ごみは対象外としている。

調査結果の整理に当たっては、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」においてごみが非常に多いとされるランク6以上を赤着色、20Lごみ袋1袋/10mに相当するランク3以上 (ランク5以下) を青着色として整理を行った。

表2-1 ゴミ量ランクと漂着量との関係

ランク	ゴミ袋の 数量	回収した際のゴミのかさ容量の 表現として	かさ容量 (リットル)
0	0	(自然物を除いて)まったくゴミがない	0
T	約1/8	500mlのペットボトルならば 3~4本分程度	2.5
1	約1/4	2Lのペットボトルならば 2本分程度	5
2	約1/2	2Lのペットボトルならば 4本分程度 200~350mlの飲料缶ならば 15本分程度	10
3	約1	2Lのペットボトルならば 8本分程度 200~350mlの飲料缶ならば 30本分程度 ポリタンクならば 1本分程度	20
4	約2	2Lのペットボトルならば 16本分程度 ポリタンクならば 2本分程度	40
5	約4	2Lのペットボトルならば 32本分程度 みかん箱ならば 3個分程度	80
6	約8	ドラム缶ならば 1本未満	160
7	約16	ドラム缶ならば 1.5本未満	320
8	約32	ドラム缶ならば 3本未満	640
9	約64	1立方メートル程度	1,280
10	約128	軽トラックで 1台分	2,560

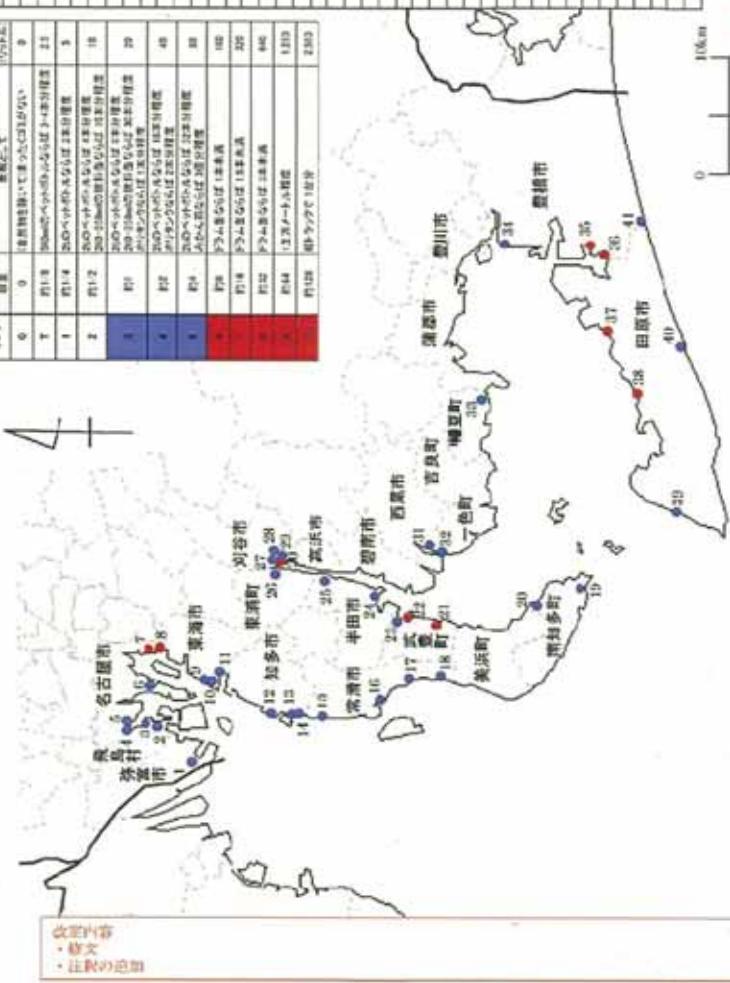
出典：水辺の散乱ゴミの指標評価手法 (国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に共同開発) を基に作成

改定内容

- ・修正
- ・調査結果の追加に伴う修正

(凡例)

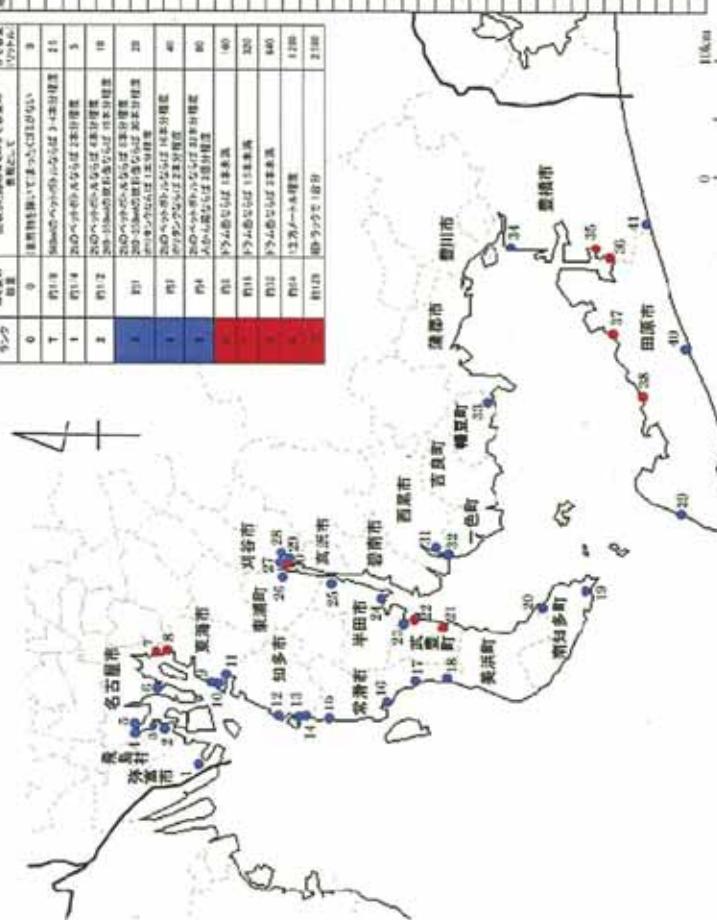
タクシ ー番号	運転者 の名前 と性別	運転者 の年齢	運転者 の居所	乗客の性別		運転者 の運転歴	運転者 の運転時 間	運転者 の運転時 間
				乗客の性別	乗客の年齢			
タクシ ー001	佐藤 淳一郎 （男）	35歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	25歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー002	田中 真理子 （女）	28歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	22歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー003	山本 大輔 （男）	32歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	28歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー004	鈴木 さくら （女）	26歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	22歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー005	高橋 ひかる （女）	24歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	20歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー006	田中 真理子 （女）	28歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	22歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー007	山本 大輔 （男）	32歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	28歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー008	鈴木 さくら （女）	26歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	22歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー009	高橋 ひかる （女）	24歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	20歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー010	佐藤 淳一郎 （男）	35歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	25歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー011	田中 真理子 （女）	28歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	22歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー012	山本 大輔 （男）	32歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	28歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー013	鈴木 さくら （女）	26歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	22歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）
タクシ ー014	高橋 ひかる （女）	24歳	新潟市中央区 （新潟市内）	女性	20歳	新潟市内運転歴（新潟市内）	1時間	新潟市内運転歴（新潟市内）



(新)

注) 平成16年4月現在の市町村名で記載した。

四四



CIE

卷之三

2. 関係市町村へのアンケート調査結果

(1) 海岸漂着物の状況

本調査の結果によると、「過去5年間（平成21～25年度）にごみが大量に漂着して特に問題となった箇所がある」と回答があったのは9市町の17海岸であり、それらの海岸漂着物の状況等は、図2-2及び表2-2のとおりである。

17海岸のうち14海岸においては、ごみ量ランクが6以上と海岸漂着物が非常に多い状態となっている。

海岸漂着物の種類に関しては、最も多くを占めたごみの種類が、17海岸のうち12海岸で流木、1海岸で海藻、2海岸でペットボトル、2海岸でペットボトル以外のプラスチック類であり、自然発生物以外にもペットボトル等の日常生活に伴い発生する海岸漂着物が多いことが分かる。

漂着時期に関しては、夏季の終わりから冬季の始まりにかけて多く、河川上流域の大雨後にごみが多く漂着するととの報告があった。

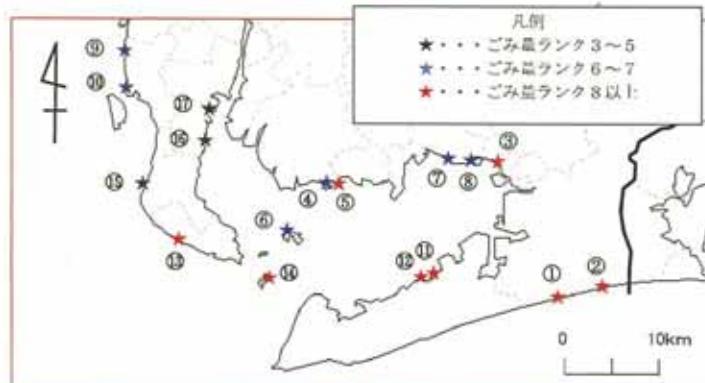


図2-2 ごみが大量に漂着し問題となった海岸
(注) 図中の番号は、表2-2の番号と一致する。

2) アンケート調査による海岸漂着物量

関係市町村へのアンケート調査の結果、「過去5年間（平成17～21年度）にごみが大量に漂着して特に問題となった箇所がある」と回答があったのは6市町の9海岸である。

9海岸のうち美浜町西部南岸全域（伊勢湾側）を除く8海岸については、海岸清掃により現在では漂着量が少ない状態となっている。

漂着ごみの種類に関しては、美浜町西部南岸全域（伊勢湾側）ではペットボトル、前原市の竹島海岸では海藻がもっとも多く、その他の7海岸では流木が最も多くなっている。

各海岸の漂着状況を表2-2に示す。

漂着時期は、美浜町西部海岸全域（伊勢湾側）では年間を通じて、伊勢内側では7月頃、三河湾側では10月頃に漂着量が多くなっている。

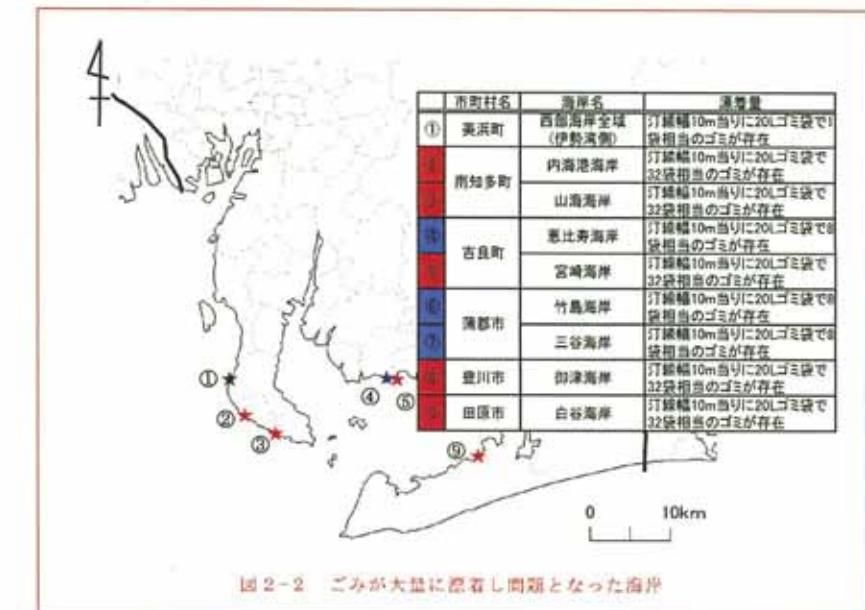


図2-2 ごみが大量に漂着し問題となった海岸

改定内容

- ・アンケート調査結果に基づく修正

《新

表 2-2 各海岸の浸食状況

市	高島市	高島市役所 西側	平成22年12月	665.0	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、紙類、ゴミ箱等、洗浄水	洗浄過濾瓶、洗浄水が混じる。東北を基準にヨリ汚い水の島。地元も困った。
(2)	豊橋市	二戸港運 場所	平成25年9月、10月	463.0	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、紙類、ゴミ箱等、洗浄水	洗浄過濾瓶、地元が基準。近畿東北の半分程度、古見が過濾。流域が汚い感じにならなかった。現在は月日からゴミ堆積も減った。その後に起こして海岸干拓を行っているケースが多い。
(3)	磐田市	磐田漁港	平成24年4月用場	843.0	洗浄水	海岸崩壊を行ったことにより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(4)	市	佐久島海岸	平成25年10月	674.7	洗浄水、海藻	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっている。
(5)	西尾市	西尾海岸	平成25年10月	642.0	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(6)	市	山本海岸	平成25年10月	674.7	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(7)	此花市	丹波海岸	平成25年10月	674.7	海藻	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(8)	市	三井海岸	平成25年10月	674.7	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(9)	愛媛県	大瀬崎海岸	昭和40年12月	674.7	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(10)	市	川内くら ビーチ	昭和40年12月	674.7	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(11)	福岡県	石狩海岸	平成25年8月	922.0	洗浄水	海岸崩壊を行ったが、乗り越し改善することで、現在も海岸ごろが多い状態が続いている。
(12)	市	广瀬海岸	平成25年3月	663.0	洗浄水	海岸崩壊を行ったが、乗り越し改善することで、現在も海岸ごろが多い状態が続いている。
(13)	市	内浦・ 山浦海岸	昭和 40年1月-10月上旬	674.7	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(14)	鹿児島市	葛底海岸	毎年、 8月中旬-10月上旬	674.7	洗浄水	海岸崩壊を行ったことににより、現在の海岸ごろは少ない状態となっていた。
(15)	市	西郷海岸 西城	年間を通じてだが、特に八代海側の内浦・ 下波津の入浴場に多い	2~6	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、紙類、ゴミ箱等、洗浄水、洗剤、香料、(入浴場の排水時に漂出しているもの)	海岸崩壊を行ったが、乗り越し改善することで、現在も海岸ごろが多い状態が続いている。
(16)	市	西郷海岸 西城	年間を通じてだが、特に八代海側の内浦・ 下波津の入浴場に多い	2~6	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、紙類、ゴミ箱等、洗浄水、洗剤、香料、(入浴場の排水時に漂出しているもの)	海岸崩壊を行ったが、乗り越し改善することで、現在も海岸ごろが多い状態が続いている。
(17)	市	加多瀬	6月 (毎年6月に沿岸清掃 実施)	2~6	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、紙類、ゴミ箱等、洗浄水、ライター	海岸崩壊を行ったが、乗り越し改善することで、現在も海岸ごろが多い状態が続いている。
(18)	静岡県	大瀬戸	6月 (毎年6月に沿岸清掃 実施)	2~6	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、紙類、ゴミ箱等、洗浄水、ライター、 スクラップ販賣店	海岸崩壊を行ったが、乗り越し改善することで、現在も海岸ごろが多い状態が続いている。

卷一 第三部分

表 2-2 各海岸の漂着状況

表 2-2 各海岸の漂着状況

市町村名	海岸名	測定時期	測定箇所 (以下参考)	ごみの種類	量も多い時は	判別並びに底質の状況
(1) 鳴門町	西部海岸全般 (伊勢原町)	年間を通してだが、特に春常磐海岸の河川上流部の水質後方に多い。	1 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック、ビニール袋、金属類、医療ゴミ、ボリ容器、洗濯ネット、高麗菜、フライヤー	ペットボトル	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着すること、底質も漂着量が多いのが特徴している。
(2)	内瀬港海岸	H19.7月 中旬	2 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック、ビニール袋、ボリ容器、洗濯ネット、高麗菜	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
南但多摩	山鹿海岸	H18.3月 中旬	3 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック、ビニール袋、ボリ容器、洗濯ネット、高麗菜	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
(4)	鹿島海岸	H21.3月	4 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	洗浄、海藻	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
古湊町	吉崎海岸	H21.3月	5 [丁標識40cm当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	洗浄	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
(6)	竹島海岸	毎年4~12月	6 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	漂着	当潮	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
須崎町	二谷海岸	H21.3月	7 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	ペットボトル以外のプラスチック、洗浄	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
(8)	夏川町	東津海岸	H21.3月(前回) H21.3月(今度)	8 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。
日置市	白石海岸	H21.3月	9 [丁標識10m当たりに20cmにみどりで漂着物のごみが存在]	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック、ビニール袋、金属類、ボリ容器、洗濯ネット、高麗菜、フライヤー	洗浄	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着量は少ない状態となっている。

3. 買着物量の目安



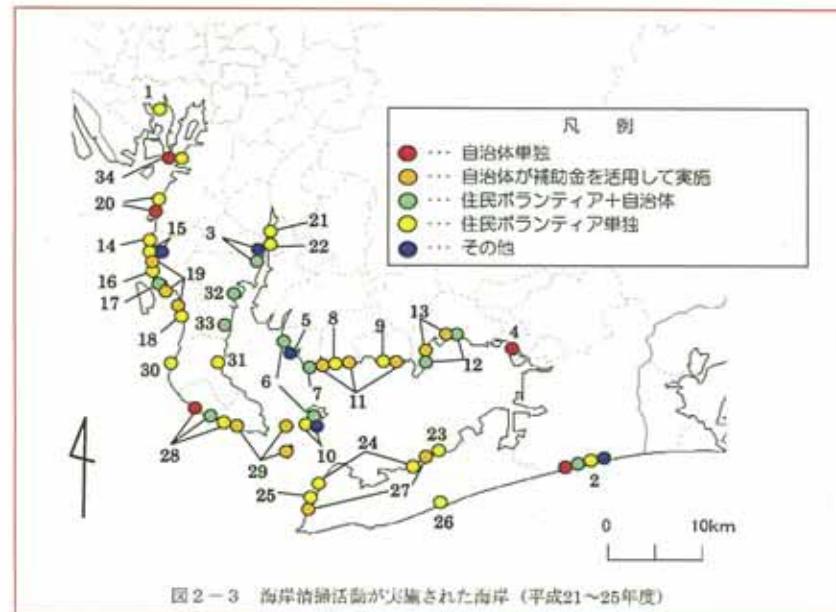
改定内容

(2) 各海岸における清掃活動

本調査の結果によると、市町村が把握している過去5年間（平成21～25年度）の海岸清掃活動状況等は、図2-3及び表2-3のとおりである。

清掃活動は、自治体が单独で実施している他、環境省の地域環境保全対策費補助金や県の淀木等処理負担金を活用して実施している。

また、自治体がボランティア等と共に清掃活動を実施したり、アダプトプログラムにより地元住民等が実施するなど、海岸の清掃活動とともに、ボランティア活動を通じた環境美化活動の普及・啓発も図られている。



改定内容
・アンケート調査結果に基づく修正

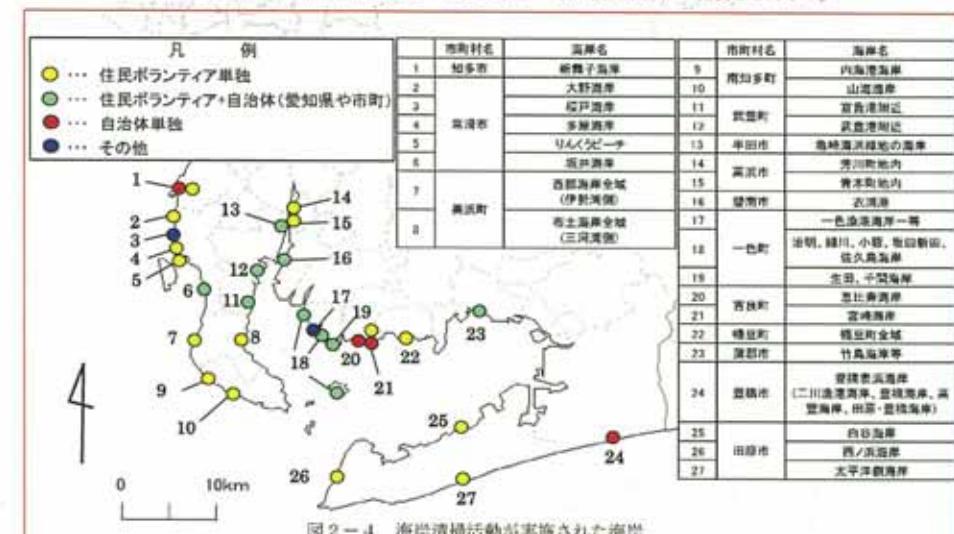
4) 各海岸における清掃活動

関係市町村へのアンケート調査の結果、過去5年間（平成17～21年度）に27海岸において29の実施形態による海岸清掃活動が実施されていた（図2-4）。

清掃活動の実施形態は、「住民ボランティア等民間団体による単独実施」が15海岸と最も多く、「自治体(愛知県や市町)と住民ボランティア等民間団体との共同実施」が8海岸、「自治体による単独実施」が4海岸となっている。その他、治埋工事の請負業者によるイメージアップ活動、環境教育(中学校)の一環としての清掃活動などは2海岸である。

なお、参加人数及びごみの回収量は、各海岸において大きな違いが見られる。

各海岸における海岸清掃状況を図2-3及び表2-3に次頁以降に一覧表として示す。



漂流・漂着ごみ清掃・回収活動の実施様態	
平成21年度調査結果 (H17～21年度)	凡 例
	<p>(凡例) 市:地元市町村 民:住民ボランティア等民間団体 県:愛知県</p>

(新)

表2-3 海洋情報活動狀況一覽表（平成21~25年度）

卷之四 (1) 離岸風與海岸線 (頁 117~214 號)

卷数	页数	页数总计	页数占比	页数占比	页数占比	页数占比	页数占比
1	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
2	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
3	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
4	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
5	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
6	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
7	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
8	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
9	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
10	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
11	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%
12	1104	3634	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%	30.3%

（アダム・アダム）アダム・アダムとは正面で鏡子に向かう位置に立つと、アダム・アダムとは正面で鏡子に向かう位置に立つと、

(7-2)

既定内容

表2-4 (2) 廉平情拍活動卓況一覽表（平成17~21年度）

(四)

卷之三

(新)

(3) 海岸漂着物に関する課題

海岸漂着物を課題ごとに整理すると下表のとおりである。

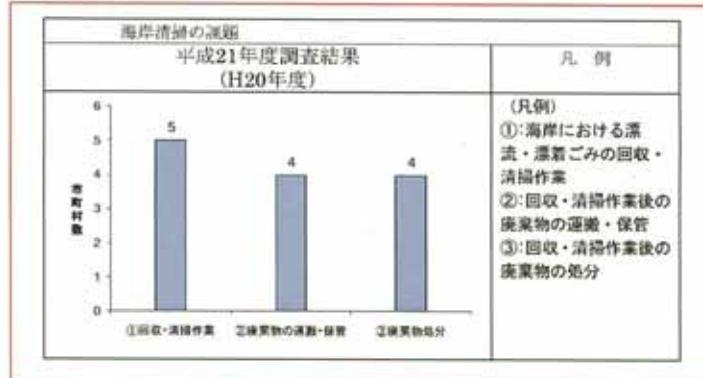
課題	内容	市町
漂着状況等	・人工的なごみは自然界で消滅せず、環境に及ぼす影響が大きい。	豊橋市
	・一旦清掃して躊躇になってしまっても、再度、ごみが漂着し、汚れてしまう。	西尾市
	・春秋のクリーンキャンペーン月間に、「統一実践活動」として住民・企業等の参加を募り清掃活動を実施している。本末は散乱ごみの収集を目的としているが、実際のところ南岸地区においては散乱ごみよりも流木のほうが多い。	蒲郡市
	・清掃を実施していない海岸では、漂着ごみが流れ着いたままの状態となっている。	山原市
	・南岸清掃の実施後は一時的にはきれいな状態であるが、しばらくすると元の状態に戻ってしまう。	
	・海岸清掃で集められたごみについては、きちんと分別されていないものもあり、市の施設に受け入れ、職員により分別するため負担となる。	田原市
分別	・海岸漂着物の分別に手間がかかり、清掃活動実施者の不足等もあり大きな労力を要している。	南知多町
	・流木は当市処理施設では処理ができないため、処理費用を海岸漂着物地域対策推進事業費補助金に積りきっている。	蒲郡市
処理費用	・台風、大雨などで多くの海岸漂着物が打ち上げられ、回収する際の人件費や重機の借り上げ料が高額で困っている	知多市
	・タイヤや冷蔵庫なども、海岸清掃で集められたものについては受け取り、市から業者へ処理委託をしている状況であり処理費用がかかる。	田原市
	・清掃活動実施予算が不足している。	
	・本町は、知多半島南端に位置し、離島二島を有しております。台風等異常気象時には、毎年、海岸に大量のごみが漂着する状況にある。そのため、漁業、観光業等への直接の被害や生活環境にも影響を及ぼしており、海岸清掃活動にかかる予算、手間等重い負担となっている。現在、海岸漂着物地域対策推進事業によりその一部を実施しているが、継続的な補助事業の制度化をお願いしたい。	南知多町
	・年にあってはアオサが大量発生することがあり、処分に苦慮している。	蒲郡市
発生抑制	・漂着ごみは、上陸地域からのものと見られるため、関係市町村等との連携（組織化）も重要なものと思われる。	南知多町

(旧)

2-2. 愛知県における海岸漂着物処理における課題

●海岸清掃等の課題

平成20年度における海岸清掃等で自治体が課題があると回答があったのは蒲郡市はじめ6市町である。課題として、「海岸における漂流・漂着ごみの回収・清掃作業」をあげたのが5市町、「回収・清掃作業後の廃棄物の運搬・保管」をあげたのが4市町。「回収・清掃作業後の廃棄物の処分」をあげたのが4市町である。



●海岸における漂流・漂着ごみの回収・清掃作業の課題

海岸における漂流・漂着ごみの回収・清掃作業の課題について下記に示す。

市町村	課題
美浜町	可燃物、不燃物等に分別して回収してもらうよう依頼しているが、汚れていることもあり分別が不十分であったり、クリーンセンター（処分施設）では処分できないものを回収し、持込み時にトラブルになったり、処分に困っている。 また、清掃活動をしたごみを海岸に集めたまま放置されている場合があり、困っている。
碧南市	海岸漂着ごみについて水分を多く含むため直接受理施設に投入できない。 漂着ごみ分別の手間がかかる。
吉良町	台風・大雨などで、海水浴場に多くの漂着ごみが打ち上げられ、海水浴シーズンは不快感をもたらす海水浴客の減少につながる。 漂着ごみを回収する際の人件費や重機等の借上料が高く、困っている。
蒲郡市	人量に発生したアオサについて手作業で回収するため、費用がかさむ。
田原市	ボランティアによる清掃活動が行われない海岸には漂着ごみが流れ着いたままになっている。活動により一時的にきれいになるが、しばらくするとともに戻ってしまうため、継続的にきれいな状態を保つことが難しい状況である。

改定内容

- アンケート調査結果に基づく修正

(新)

(旧)

●回収・清操作業後の廃棄物の運搬・保管の課題

回収・清操作業後の廃棄物の運搬・保管の課題について下記に示す。ごみの種類ごとに「流木」(3市町)、「海藻」(2市町)、「ペットボトル」、「ペットボトル以外のプラスチック類」、「ビン・缶類」「医療器具」「不特定」(各1市町)となっている。

市町村	種類	課題
美浜町	流木	量が多い樹幹や、大きなものはあらかじめ遮断せずに対応を検討する必要がある。
吉良町		
蒲郡市		
吉良町	海藻	海水浴場に設置してあるコンテナに一時的に保管してあるが、回収回数が多く費用がかかる。また、糞も多く重機等を使用し回収しているため、費用がかかる。
蒲郡市		運搬の費用がかさむ。
吉良町	ペットボトル	
吉良町	ペットボトル 以外のプラスチック類	海水浴場に設置してあるコンテナに一時的に保管しているが、回収回数が多く費用がかかる。
吉良町	ビン・缶類	

美浜町	医療器具	危険な注射針などの扱いは特に注意してもらっている。なお、一般的にはクリーンセンダー（処分施設）では処分できないものであるため、それを見つけた場合、回収を行わずに放置場所の連絡をしてもらっている。
碧南市	不特定	回収後の運搬費用がかさむ。

改定内容
・アンケート調査結果に基づく修正

(8-1)

(新)

(旧)

●回収・清掃作業後の廃棄物の処分の課題
回収・清掃作業後の廃棄物の処分の課題を下記に示す。

市町村	種類	課題
美浜町	木本	クリーンセンター（処分施設）では、破砕ができない太木であつたり、量が多くなったり、いろいろなものが混じっていたりすると燃分が燃燒にできない場合がある。
一色町		太さが10センチ、長さが2メートルを超える木はクリーンセンター（処分施設）に搬入することができないので、小さく切断するなど手間がかかる。
西都市		燃やすものは燃やしているが燃分を含んでいるので、温度調節が難しい。燃やすいものは処分場にて対ざらしにしいでいるが、中々燃らない。
田原市		海岸には、多くの裸木が流れ着いているが、市では受け入れていないのが現状で、処分をできていない。
一色町	海藻	回収した海藻は乾燥してなく、また砂等の付着物が多いため、燃却燃分が出来ない。また、腐敗している場合もある。
西都市		廃棄物として埋め立て処分するが、処分場からの悪臭の発生抑制、埋め立て場所の確保が難しい。
田原市		他のごみに付着している程度のものは、燃やするごみとして処理しているが、海藻そのものは受け入れておらず、処分をできていない。
田原市	漁具類	漁具類の中でも、漁業で使用されているような網が流れ着いている。網は、破砕処理しているが、機械が破損する原因にもなっている。

改定内容

- ・アンケート調査結果に基づく修正

(新)

(旧)

3 現地調査結果

(1) 現地調査の目的

海岸漂着物の現況及び発生状況を把握するため、海岸及び河川において現地調査を実施した。

海岸漂着物の現況調査は、南岸漂着物量調査（目視調査）と海岸漂着物内容調査（コードラート調査）の2種類について、発生状況調査は、河川でごみの集積が確認された区間のごみ堆及び内容の調査を行った。

(2) 現地調査

ア 海岸漂着物量調査

(ア) 調査方法

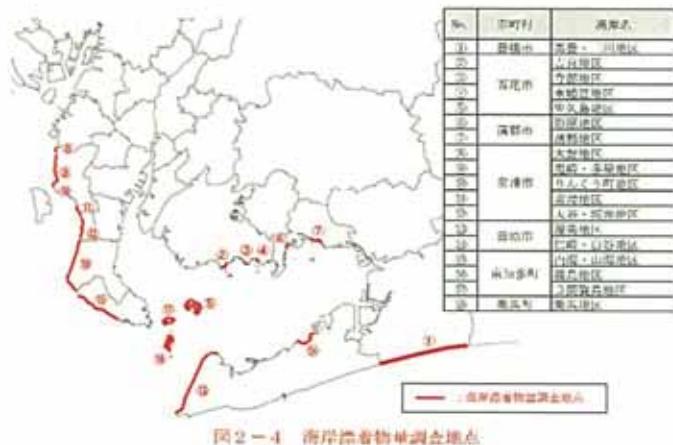
調査は南岸漂着物の状況の変化を確認するため、降雨の前後で実施した。

「水辺の散乱ごみの指揮評価手法（海岸版）」に定める「漂着ごみ（かさ容量）の推測」に基づき、目視によるかさ容量の推測を行った（表2-1 参照）。

なお、海岸漂着物量は、その全量と、自然系（津木・茂木等）を除いた量の2種類で調査した。

(イ) 調査地点

図2-4のとおり18地区で調査を実施した。



改定内容
・平成26年度調査結果の追加

(新)

(旧)

(ウ) 調査期間

平成26年9月10～14日（降雨前）、平成26年9月27～29日（降雨後）

(エ) 調査結果

本調査結果の海岸漂着物量は、表2-4、図2-5～2-8のとおりであり、調査実施時期の風向、降雨量及び潮位は図2-9～11のとおりであった。

図2-6のとおり、10m当たりの海岸漂着物量は、豊橋市、常滑市、田原市、南知多町及び知多町で多かった。これは、外海に面する海岸では多くの海岸漂着物が集積すること、また、調査実施期間中の風向（図2-9）が北西方向からの風が多かったため、西向きの海岸に多くの漂流物が漂着したことが考えられる。

また、降雨前後の海岸漂着物量については、図2-5及び図2-6のとおりで、降雨前後で顕著に海岸漂着物量が変化した海岸はなかった。降雨後に海岸漂着物量が増加している箇所もあったが、減少している箇所もみられた。降雨に伴い海岸にはごみが漂着したものと考えられるが、海岸漂着物は一定の割合で海へ再漂流するため⁶⁾、降雨前後で顕著な差が見られなかつたものと考えられる。

このように県内の海岸には、多くの海岸漂着物が集積していることから、海岸の環境保全等のため、また、再漂流のサイクルによる他地域への流出を防ぐため、その回収・処理の推進が求められる。

※ 国土技術政策総合研究所研究報告 No.54 July2014、「海岸における海洋プラスチックの
堆積時間の計測と海岸清掃への応用に関する研究」、国土技術政策総合研究所 片桐香織

改定内容
・平成26年度調査結果の追加

(新)

(旧)

表2-4 海岸漂着物量調査結果

No.	市町村	区域	底質 総面 積(m ²)	調査日		ごみ總量		ごみ總量 (自然系含む)		10m毎ごみ量		10m毎ごみ量 (自然系含む)		漂着 割合 の 増減
				調査前	調査後	調査前	調査後	調査前	調査後	調査前	調査後	調査前	調査後	
1	豊橋市	高島・二川地区	13,300	8月10日	8月27日	128,702	130,430	4,602	7,812	90	111	2	0	増
2		吉良地区	1,000	8月11日	8月27日	820	540	160	130	3	4	1	1	減
3	西尾市	中郷地区	200	8月11日	8月27日	50	45	0	0	0	0	0	0	無
4		東郷地区	200	8月11日	8月27日	0	25	0	5	0	0	0	0	無
5		佐久島地区	15,300	8月11日	8月27日	1,120	5,460	1,120	1,000	3	5	0	1	増
6	田原市	御島地区	400	8月11日	8月27日	1,200	2,900	140	80	41	38	2	1	減
7		御嶽地区	3,700	8月11日	8月27日	2,100	4,720	340	580	8	12	1	2	増
8		大野地区	800	8月12日	8月28日	16,200	12,800	820	740	184	150	18	6	減
9		豆神・多度地区	4,300	8月12日	8月28日	27,820	26,880	1,790	1,720	67	42	4	4	減
10	愛西市	山久保地区	1,850	8月12日	8月29日	4,800	3,280	340	240	37	30	3	2	減
11		可浦地区	1,000	8月12日	8月28日	1,340	2,140	160	240	12	10	0	1	增
12		大寺・船井地区	1,800	8月12日	8月28日	38,000	28,220	1,820	1,870	70	63	0	5	減
13	田原市	蟹江地区	12,800	8月19日	8月28日	81,500	81,220	5,400	5,800	54	49	4	2	減
14		仁崎・豊谷地区	3,200	8月19日	8月27日	4,100	2,280	1,190	1,114	12	10	4	2	減
15		内海・山田地区	4,500	8月19日	8月28日	44,510	35,230	3,130	2,890	68	54	5	4	減
16	碧南市	幡多地区	4,400	8月19日	8月29日	5,380	5,130	800	440	5	0	1	1	減
17		日間賀島地区	1,500	8月19日	8月28日	440	360	130	140	1	2	0	0	無
18	蒲郡市	真庭地区	8,500	8月12日	8月28日	59,540	47,160	2,468	1,812	70	50	2	5	減

単位:L/全長

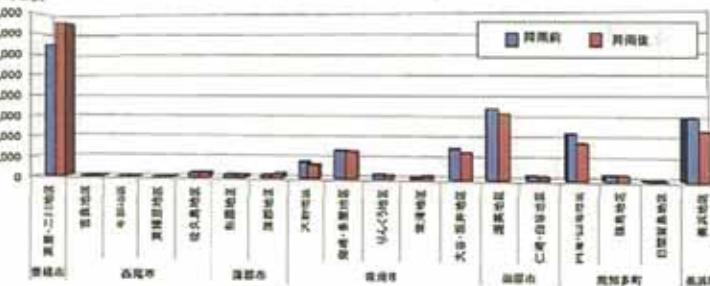


図2-5 海岸漂着物量結果 (ごみ総量・自然系含む)

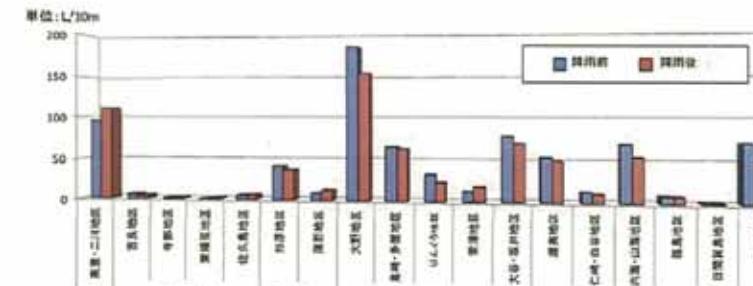


図2-6 海岸漂着物量結果 (10m当たりのごみ量・自然系含む)

改定内容

- 平成26年度調査結果の追加

(新)

(旧)

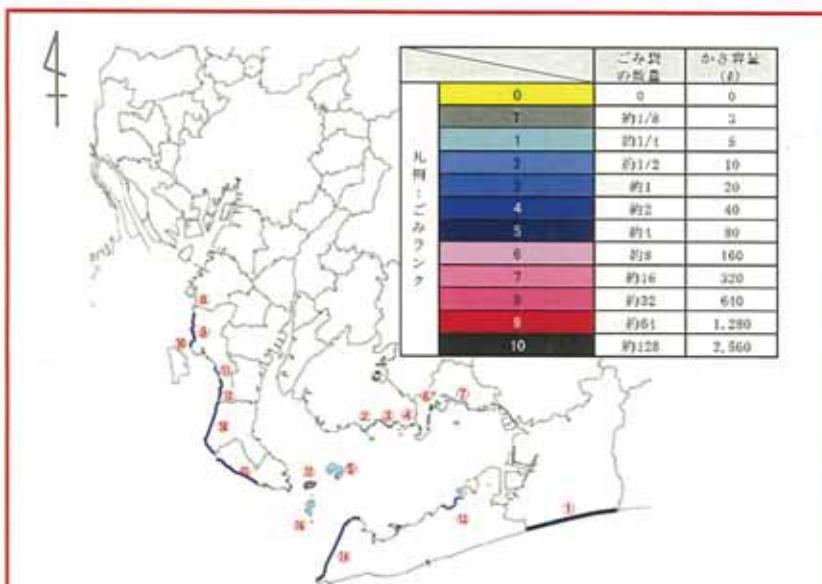


図2-7 ごみ量ランク(海岸漂着物量調査結果、降雨前、自然系含む)

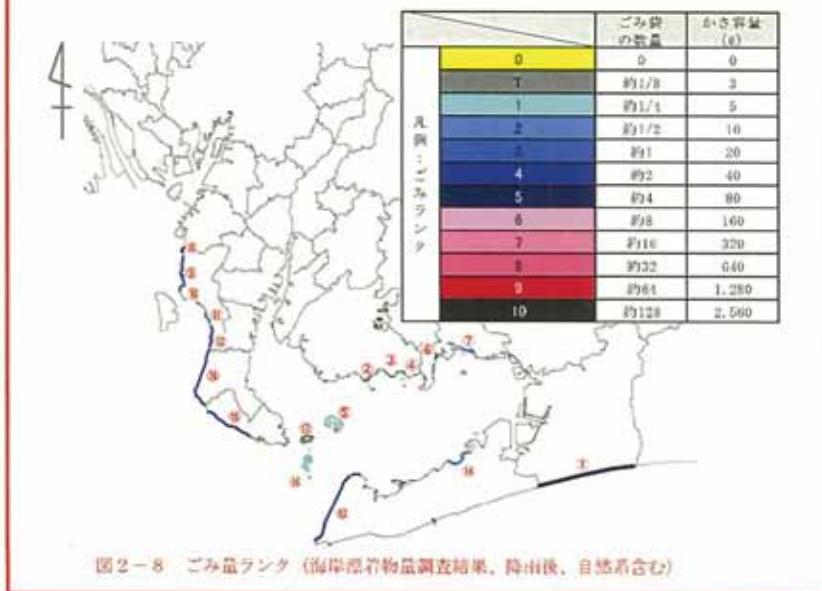
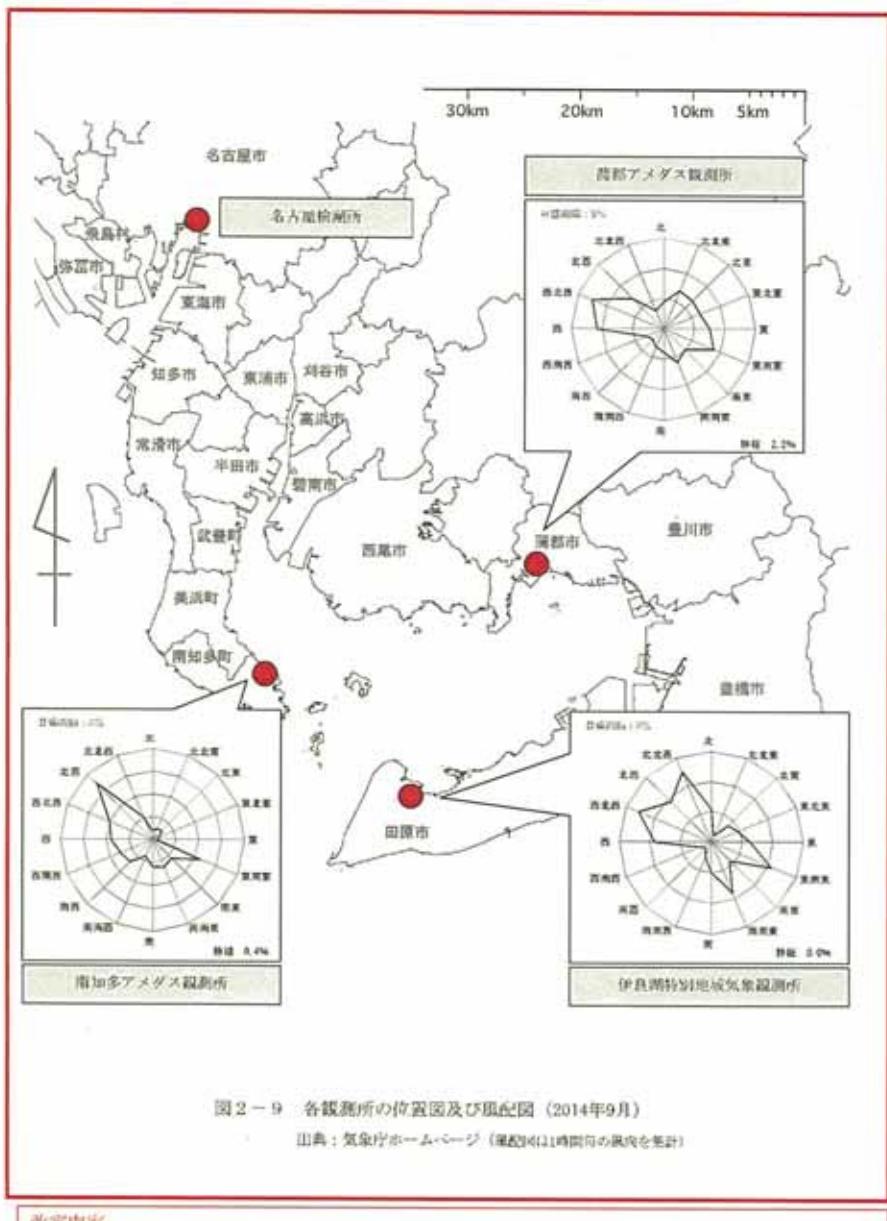


図2-8 ごみ量ランク(海岸漂着物量調査結果、降雨後、自然系含む)

改定内容
・平成26年度調査結果の追加

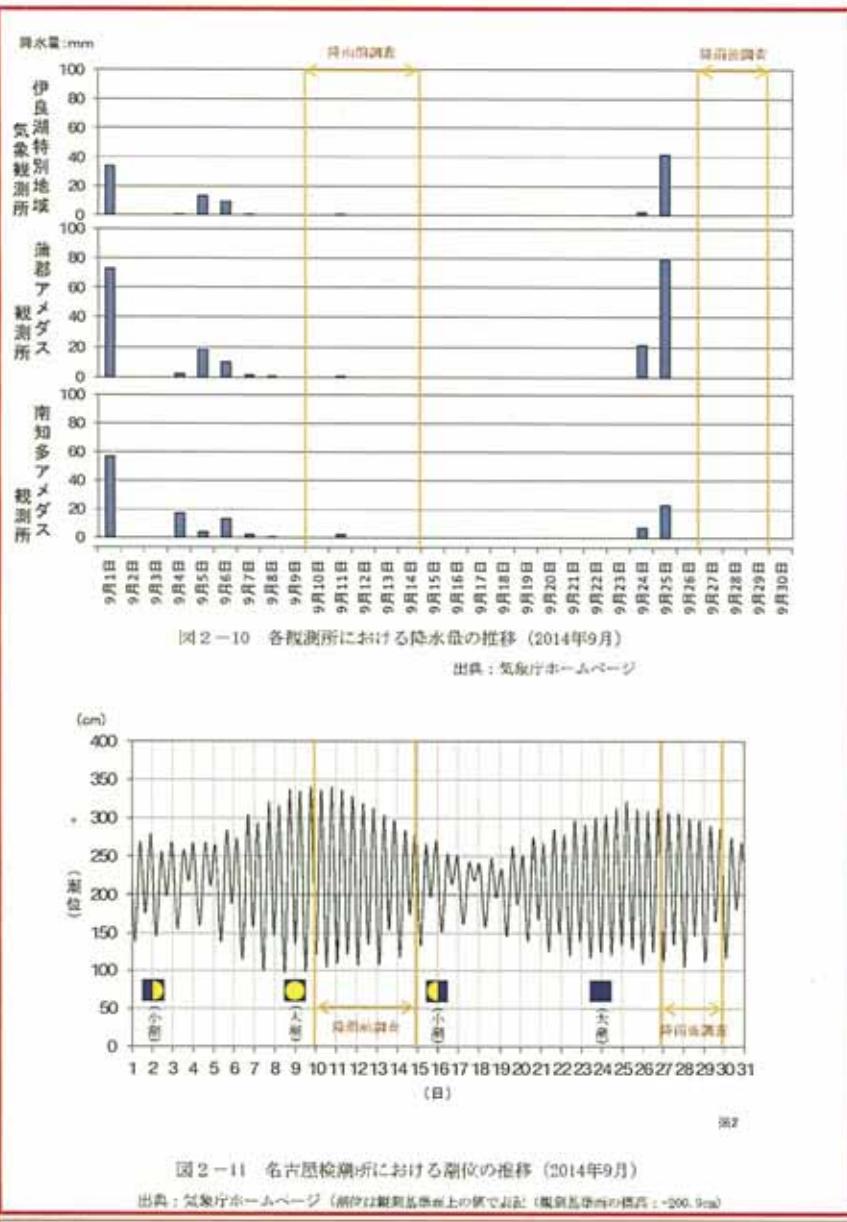
(新)

(旧)



(新)

(旧)



改定内容
・平成26年度調査結果の追加

(新)

イ 海岸漂着物内容調査

(ア) 調査方法

各海岸においてコドラーート（10m×10m）を1箇所設定し、コドラーート内の海岸漂着物を回収し、表2-1のとおり分類し、計量した。

(イ) 調査地点

図2-12のとおり25海岸で調査を実施した。

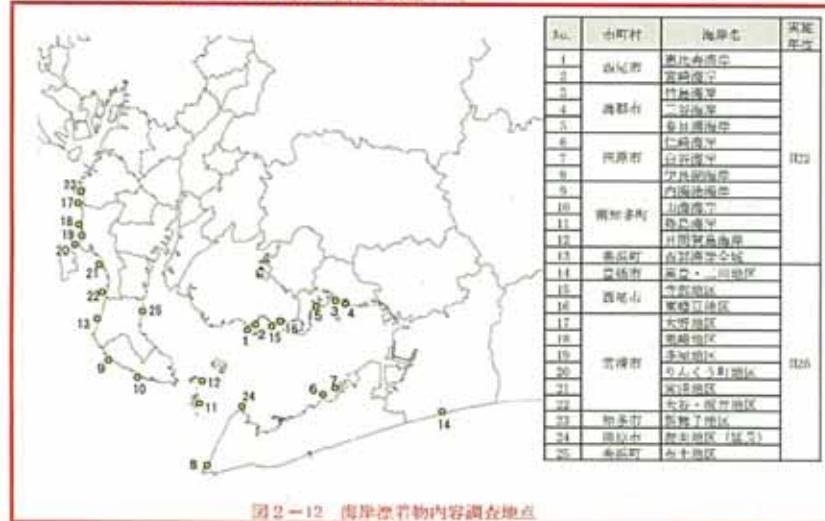


図2-12 南岸漂着物内容調査地点

(ウ) 調査期間

平成22年11月18日、12月7～9日。

平成26年9月27日～30日、平成27年1月13日、2月4日

(エ) 調査結果

本調査結果を図2-13、2-14及び表2-5に示す。

図2-13及び表2-5のとおり、海岸漂着物を生活系、商業系、事業系及びその他に区分し、その組成構成をみると、海岸漂着物の8割以上が自然系の裸木や流木で占められている。また、自然系を除いては生活系が約10%、事業系が約3%、商業系が約1%である。生活系では、ペットボトル、食品の包装・容器、飲料ガラス瓶が多くを占めており、商業系ではロープ・ひもが、事業系では木材等が多くを占めた。

改定内容

- 平成26年度調査結果の追加に伴う修正
- 修正

(旧)

3) 現地調査による海岸漂着物の現状

現地調査の概要

- 現地調査の目的
海岸漂着物の現況を把握するため、各海岸において現地調査を実施した。

2. 現地調査実施範囲

- 現地調査：平成26年11月18日、12月7～9日

- 現地調査の内容
 - 海岸漂着物の現況
 - 測定項目：浮遊漂着物、砂疊り漂着物
 - 測定回数：各所7回
 - 測定地點：下図に示す13箇所
 - 砂疊り漂着物の標記



- 海岸漂着物の現況・分類・計量
漂着物を集め、分類を行ったうえで、種類別に計量を行った。
写真は、丹原町印南海岸がでの分類状況である。次ページに、各海岸に沿って種類別に示した。

(旧)

(新)

図2-14 のとおり、三河湾の北側に位置する西尾市及び蒲郡市の海岸では、
蘿木や蘿木といった自然系ごみの割合が比較的低い傾向が見られ。2地区にお
いては、生活系ごみが海岸漂着物の半数以上を占めており、発生抑制策推進
の必要性がある。

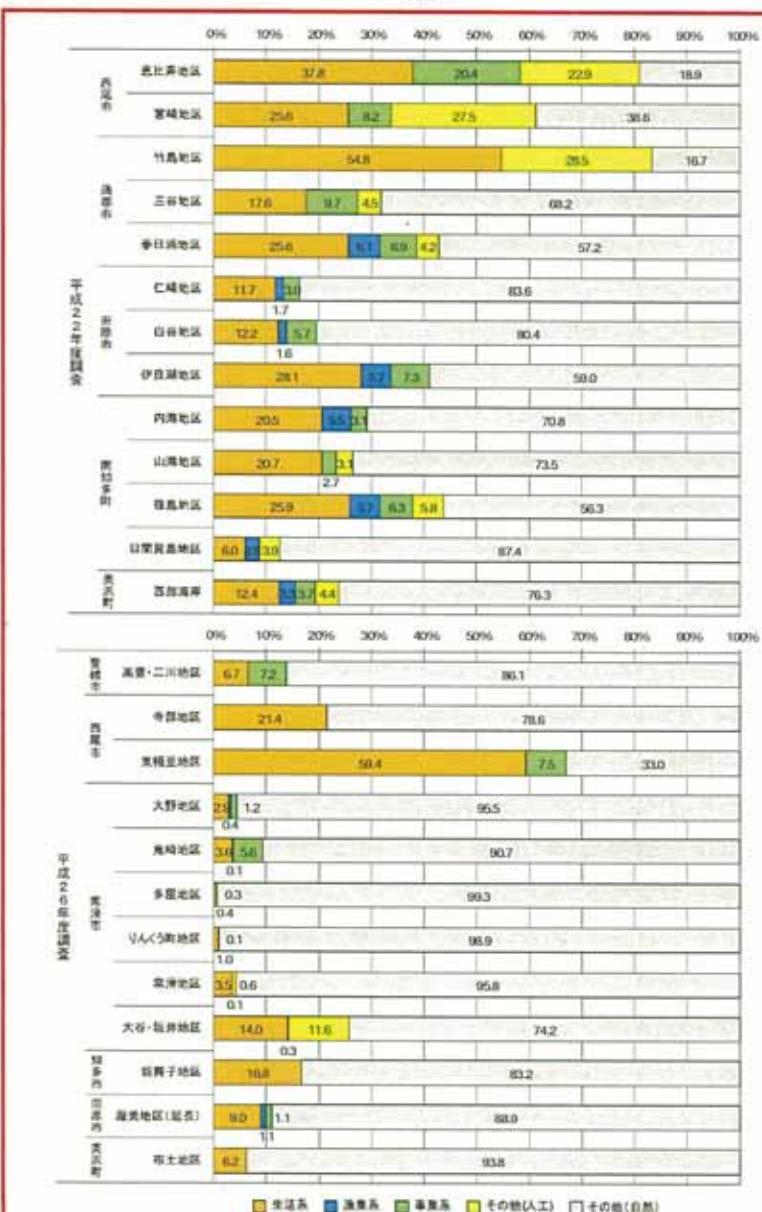


(旧)

改定内容

- ・平成26年度調査結果の追加に伴う修正
- ・修文

三(新)



(旧)

改定内容

圖 2-14 重量割合(地點別)

〔地圖〕 222-25 湖州縣境內之行政區劃圖

改正内容

- ・平成 26 年度調査結果の追加に伴う修正
- ・休耕の修正

表2-3 現地調査結果（海岸带作物のご利用ランキング及び貯量内容）

10

(新)

ウ 発生状況調査

(ア) 調査方法

調査区間のごみを収集し、表2-6のとおり、ごみの種類毎に分類して集計をした。

表2-6 ごみの種類別分類

大分類	小分類
生活系	ペットボトル
	食品包装・容器
ごみ袋一式	
ビン	
空き缶	
その他生活雑貨	

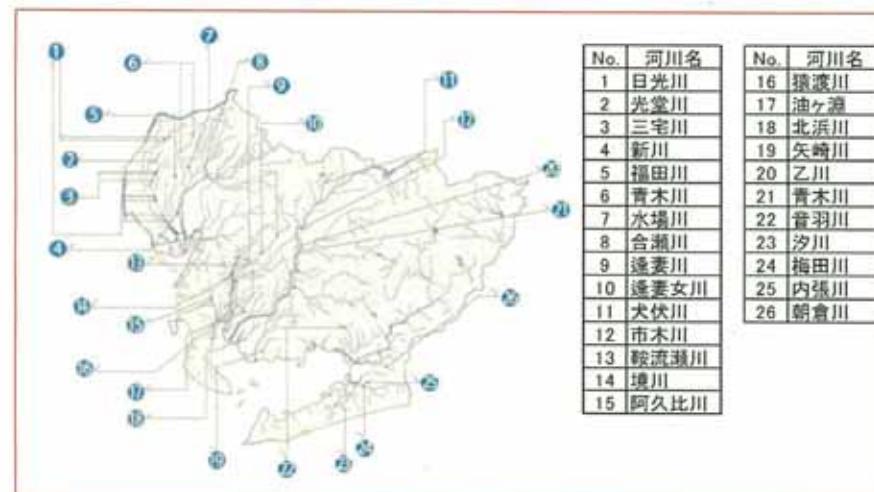
大分類	小分類
事業系	プラスチック系 (発泡スチロール)
	金属類(缶類等)
農業系	
その他	

大分類	小分類
自然系	草・木

(イ) 調査対象河川

図2-15のとおり、愛知県が管理する河川のうち、26河川で調査を実施した。調

査対象区間は、ごみの堆積が多く確認できた区間とした。



(ウ) 調査年度

平成25～26年度

(旧)

改定内容
・平成26年度調査結果の追加

(新)

(旧)

(エ) 調査結果

河川延長44.3kmで調査を実施した結果、回収したごみの総量は52.7tであった(1.2kg/m)。

回収したごみを表2-6のとおり分類した結果を図2-16に示す。日常生活に伴って排出されるペットボトルや食品包装・容器などの生活ごみが約72%を占めた。また、生活系ごみの中でも、飲食に関わるペットボトル、食品包装・容器、ビン及び空き缶が全体の39%（生活系の約54%）を占めていること、また、橋梁、交差点、交通量の多い道路付近で多くごみが見つかったとの調査報告から、外出先で飲食したごみがポイ捨てされたものと考えられる。

また、人目につきにくい場所などで、大型の生活雑貨（家電、マットレス、ソファ、ベビーカーなど）が不法投棄されており、これらは、全体の約25%を占める「生活系」「その他生活雑貨」に分類した。また、消火器や大量のタイヤなど、事業者による不法投棄と思われるものもあり、これらは全体の12%を占めた「事業系」「その他」に分類した。

なお、各河川の「1m当たりのごみ量」、「生活系ごみ、事業系ごみ、自然系ごみ」の割合を図2-17に示す。

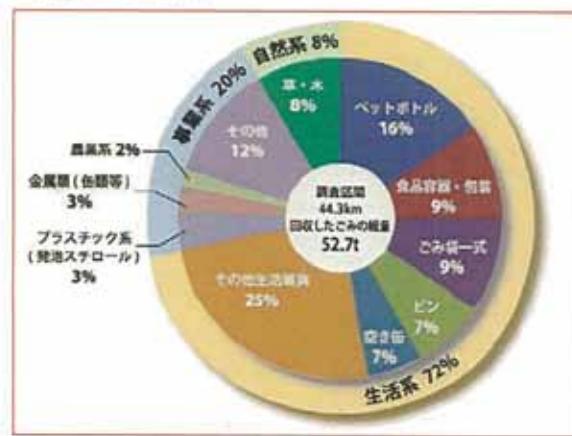
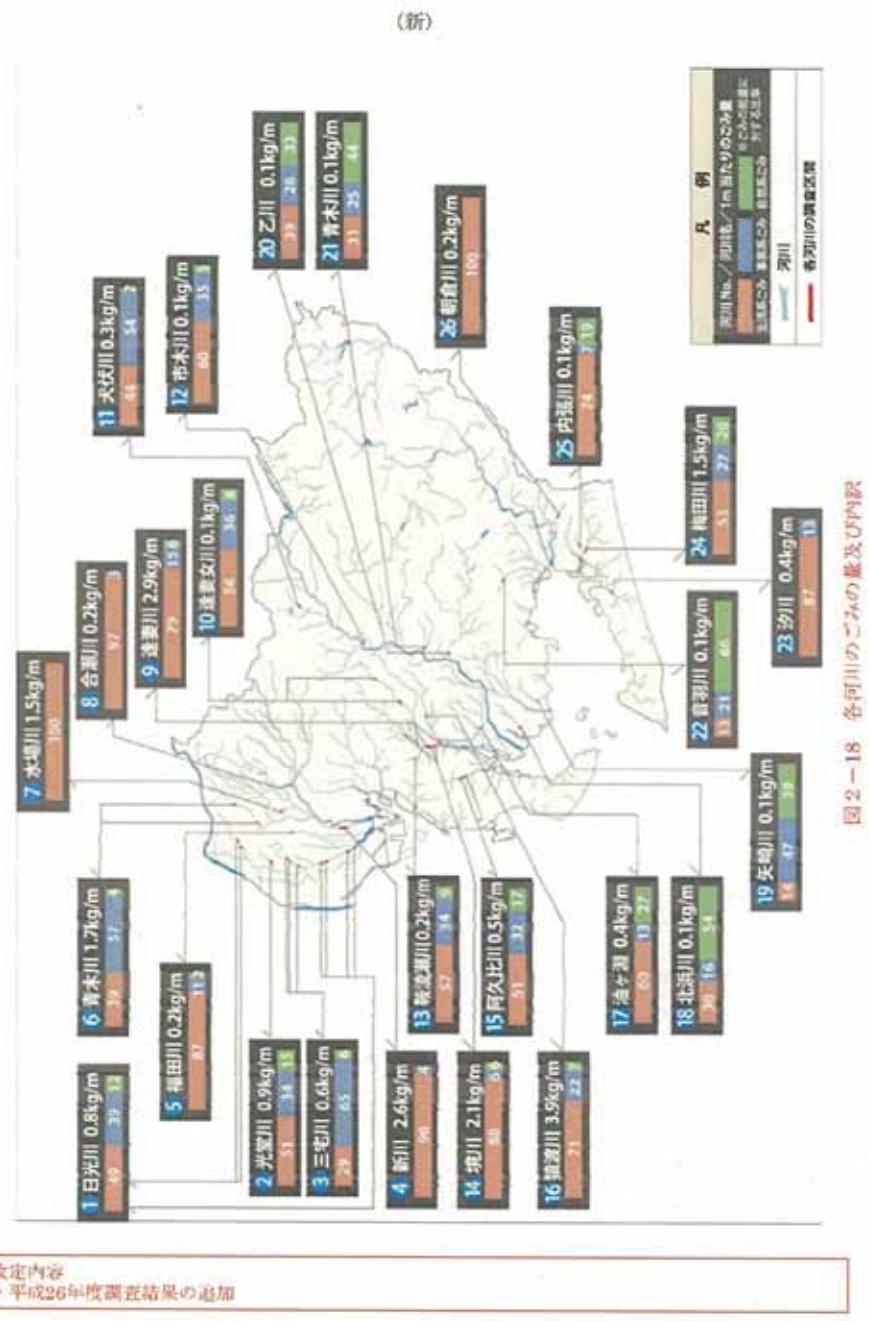


図2-17 ごみの内訳

改定内容
・平成26年度調査結果の追加



(旧)

図2-18 各河川のごみの量及び内訳

(新)

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来的な県民が海岸のもたらす恩恵を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

2. 海岸漂着物の円滑な処理の推進

海岸漂着物が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

3. 海岸漂着物の効果的な発生抑制

県及び市町村は、ごみの排出抑制やポイ捨て、不法投棄防止を推進し、海岸漂着物の発生抑制に努める。

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識を促し、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

(旧)

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来的な県民が海岸のもたらす恩恵を受けることができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

2. 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸漂着物等が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

県及び市町村は、3Rの推進による循環型社会の形成やごみ等の不法投棄防止を推進し、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努める。

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識をうながし、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

改定内容
・修正

(新)

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の集積状況及び清掃活動の実施状況のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

（1）重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域設定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を設定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会における関係機関、関係団体等の意見を反映し、**決定**は重点区域を設定する。

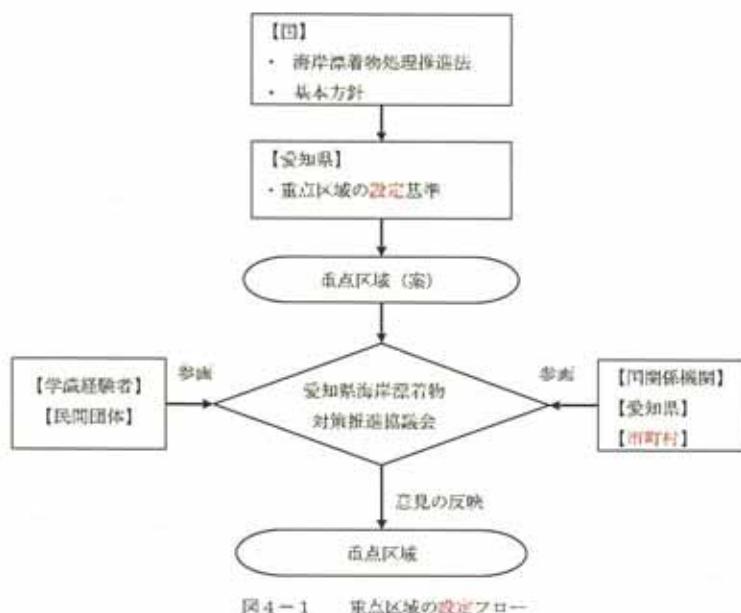


図4-1 重点区域の設定フロー

(旧)

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

4-1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について

1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物等が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

2) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域の選定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を選定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において、関係機関、関係団体等の意見を反映し、重点区域の設定を行っていく。

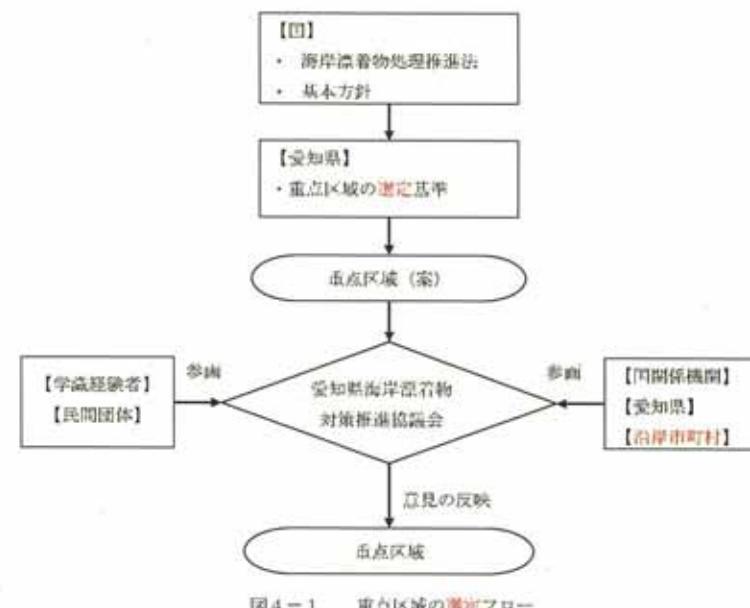


図4-1 重点区域の選定フロー

改定内容
・修文

(新)

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一休性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

(3) 重点区域の設定基準

重点区域は、以下に記述する選定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸とする。

まず、「海岸漂着物状況」を選定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-1に示す。

表4-1 設定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸

(旧)

③ 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一休性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

4) 愛知県における重点区域の選定基準

以下に記述する選定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸を有する地域を重点区域の候補地とする。

まず、「海岸漂着物状況」を選定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4-1(1)に示す。

表4-1(1) 選定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準	評価方法
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物に関するアンケート調査（平成22年1月県環境部） ・ 市町村等が海岸漂着物の回収、処理の対策を重点的に講ずる海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物に関するアンケート調査（平成22年1月県環境部） ・ ホームページ、新聞等

改定内容
・修正

(新)

次に、**地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」**の2つを**設定基準第2項目**とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-2のとおりである。

表4-2 設定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 国定公園、県立自然公園の指定地域、その他の景観に配慮すべき地域
	生態系	動植物の生息にとって重要な海岸 鳥獣保護区の指定地域、その他の動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナ、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

(4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準により、重点区域を図4-2及び表4-2(1)、(2)のとおり設定する。また、各重点区域の範囲と地域概要をP28~65に示す。



改定内容

- ・修正
- ・市の追加
- ・重点区域の追加

(旧)

次に、「自然的条件」と「社会的条件」2つを**選定基準第2項目**とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4-1(2)に示す。

表4-1(2) 選定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準	評価方法
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸	国定公園、県立自然公園の指定地域、その他の景観に配慮すべき地域の存在
	生態系	貴重な動植物の生息にとって重要な海岸	鳥獣保護区の指定地域、その他の動植物の生息に配慮すべき地域の存在
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸	海水浴場、潮干狩り等の利用の実態・実績
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナ、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸	漁港・漁業、港湾等の存在や祭事・観光・保養地等としての利用の実態

5) 愛知県における重点区域

これまで示した設定基準で、**選定**した重点区域を表4-2(1)、(2)に示す。

表 4-2 (1) 宮城区域一覧

・既定計画
・既定区域の追加地

登録区域名	所在市町村	計画区域	海岸管理計画者	既定標準第1項目		既定標準第2項目		社会的条件	経済活動	備考
				海岸管理者状況	海岸構造物の整備状況	海岸利用実績	生態系			
1 仙臺・二川地区	仙台市 青葉区	監修市内太平洋海岸 福井川	県(河川課)、 豊橋市	○ ○	○ ○	三河湾国定公園 近区	79.9ha ² の延跡 地	海水浴場、 釣り場、 ビーチ、 環境学習(少 量自然の完 成)	漁港	平成27年 ○月指定
2 宮城地区	仙台市 宮城野区	沼子郷～片貝町・ 福良町	県(河川課)、 西尾市	○ ○	○ ○	三河湾国定公園 近区	島根県鳥獣保護 區	海水浴場、 潮干狩り場	漁港	平成23年 8月指定
3 寺部地区	西尾市	寺部海水浴場	県(河川課)	○ ○	○ ○	三河湾国定公園 近区	県指定鳥獣保 護區	海水浴場、 潮干狩り場	—	平成27年 ○月指定
4 東鍋地区	東鍋卫海岸	県(徒歩調)	○ ○	○ ○	○ ○	三河湾国定公園 近区	県指定鳥獣保 護區	海水浴場、 潮干狩り場、 釣り場	地方港湾 航行地(竹島、 トランクロード)	平成27年 ○月指定
5 佐久島地区	佐久島内海岸全域	県(河川課)、 西尾市	○ ○	○ ○	○ ○	三河湾国定公園 佐久島	県指定鳥獣保 護區	海水浴場、 釣り場	博物館(半天沙 ロジン)	平成23年 8月指定
6 梶原地区	鶴川河口～北浜公 園付側	県(河川課)、 鶴川	○ ○	○ ○	—	三河湾国定公園 特別保護地(鶴 川)	県指定鳥獣保 護區	海水浴場、 潮干狩り場	漁港、 航行地	平成23年 8月指定
7 鳴鹿地区	竹島園地～海賊三 ヶ所トハーカー百櫻 海岸	県(河川課)、 海賊海岸	○ ○	○ ○	○ ○	八百富神社社 収記念物(御前 御指定地)	前原町天然 御指定地	海水浴場、 釣り場	鐵光島(竹島)、 水族館(鳴鹿水 族館)、三谷祭 (ロジン)	平成23年 8月指定
8 大野・鬼崎地区	大野池邊～片口川 河口付近	県(河川課)、 宮津市	○ ○	○ ○	○ ○	桜戸の防風林 (宮津防波堤北端)	79.1ha ² の庭 地	海水浴場、 釣り場、 新生竹は ² ア カヤ	漁港	平成27年 ○月指定
9 りんくう地区	宮津市 りんくうビーチ	宮津市	○ ○	○ ○	○ ○	南知多県立自然 公園	79.1ha ² の庭 地	海水浴場、 釣り場	—	平成27年 ○月指定
10 小幡谷地区	宮津市 甚景・美浜町瀬 山・美浜町瀬	県(河川課)、 宮津市	○ ○	○ ○	○ ○	たきひらの森 公園	79.1ha ² の森 地	海水浴場、 潮干狩り場、 釣り場	漁港	平成27年 ○月指定

(注) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

表 4-2 (1) 重点区域候補海岸一覧

海岸区域名	所在市町村	計画区域	海岸管理者	既定基準第1項目		既定基準第2項目		社会的条件	経済活動	備考
				海岸管理者の 運営実績の 監視状況	海岸管理者の 運営実績の 監視状況	海岸管理者の 運営実績の 監視状況	海岸管理者の 運営実績の 監視状況			
1 美波地区	美波町	上井田海岸(宮田・上井田)、 美波海岸(宮田・美波)、 美波海岸(宮田・宮田) 宮田海岸(宮田・宮田)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
2 内浦・山崎地区	内浦町	内浦海岸(内浦・内浦) 内浦海岸(内浦・内浦) 内浦海岸(内浦・内浦)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
3 鮎島地区	鮎島町	鮎島海岸(鮎島・鮎島) 鮎島海岸(鮎島・鮎島)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
4 丹羽背負地区	丹羽町	丹羽海岸(丹羽・丹羽) 丹羽海岸(丹羽・丹羽)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
5 船久・新地地区	船久町	船久海岸(船久・船久) 船久海岸(船久・船久)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
6 舟置地区	舟置町	舟置海岸(舟置・舟置) 舟置海岸(舟置・舟置)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
7 伊原地区	伊原町	伊原海岸(伊原・伊原) 伊原海岸(伊原・伊原)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
8 薩摩地区	薩摩町	薩摩海岸(薩摩・薩摩) 薩摩海岸(薩摩・薩摩)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
9 仁和・白井地区	仁和町	仁和海岸(仁和・仁和) 仁和海岸(仁和・仁和)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○
10 塩釜地区	塩釜町	塩釜海岸(塩釜・塩釜) 塩釜海岸(塩釜・塩釜)	県(河川課)	○	○	○	○	○ ○	○ ○	○ ○

教科书·四下

表 4-2 (2) 表点区标高加减量

区	主な地質	計量結果			測定結果		
		測定結果1(実)	測定結果2(想)	測定結果3(想)	測定結果1(実)	測定結果2(想)	測定結果3(想)
1 美利坚区	上部變成帶與中帶III、上部變成帶與 第四帶與小變成帶(火成岩)、第四帶與 第四帶與火成岩(火成岩)、 第四帶與火成岩(火成岩)	○	○	○	二等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
2 丹波・山陰地区	内海海成帶與千葉火成岩 山陰海成帶與千葉火成岩 山陰海成帶與千葉火成岩 山陰海成帶與千葉火成岩	○	○	○	三等精度計小圓 + 手持尺	三等精度計小圓 + 手持尺	三等精度計小圓 + 手持尺
3 賀茂地区	福島平野的丘陵山地 福島平野的丘陵山地	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
4 丹波阿南地区	丹波阿南的山地與山地山地	○	○	○	二等精度計小圓 + 直角	二等精度計小圓 + 直角	二等精度計小圓 + 直角
5 桂木島地区	桂木島海成帶與火成岩 一色海岸山地與山地	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
6 阿賀地区	阿賀河谷與山地 越後・妙高火成岩山地	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
7 丹波地区	新庄山地與山地丘陵 新庄山地與山地丘陵	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
8 境町地区	境町境II、境町境II 三河境II、三河境II 三河境II、三河境II	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
9 仁和地区	仁和地区山地 仁和地区山地 仁和地区山地 仁和地区山地	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角
10 越前地区	越前地區山地 越前地區山地	○	○	○	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角	三等精度計小圓 + 直角

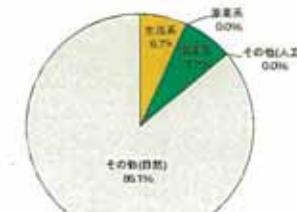
a

(新)

(旧)

重点区域 1 高豊・二川地区：豊橋市

対象区域	豊橋市内太平洋側海岸
海岸管理者	県(河川課)、豊橋市



H26年 海岸植物種類別数量の割合
(高豊・二川地区)

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国交省交通省)	高豊漁港海岸高豊地区	T	斜線
	揖斐・豊橋海岸大草・東赤羽地区	3	斜線
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	高豊漁港海岸	斜線	8
	二川漁港海岸	斜線	8
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	豊橋海岸高塚・寺沢地区海岸	1	4
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	高豊・二川地区全域	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	古風通過後に、流木・灌木が漂着するとともに、海岸には外からゴミが持ち込まれ。その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。		

※ P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施による単独実施	地元住民、海岸利用者、ボランティア等
豊橋市が補助金等を活用して実施	豊橋市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	高巣校区豊橋云浜海岸清掃協力会
地域の住民の方が中心になって清掃実施団体を設置し、委託事業として実施	小沢校区豊橋安浜海岸清掃協力会 穂谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会

○地域特性

自然的条件	二河内国定公園に指定された地域である。 また、東西、南北に広がる豊かな砂浜と海水浴場が連なる景観は、日本でも珍しいものとなっている。 なお、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	マリンスポーツ場、バーベキュー場、釣り場としてレクリエーション利用がされているほか、環境学習の場としても利用されている。 また、漁港として利用されている。

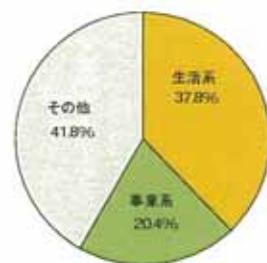
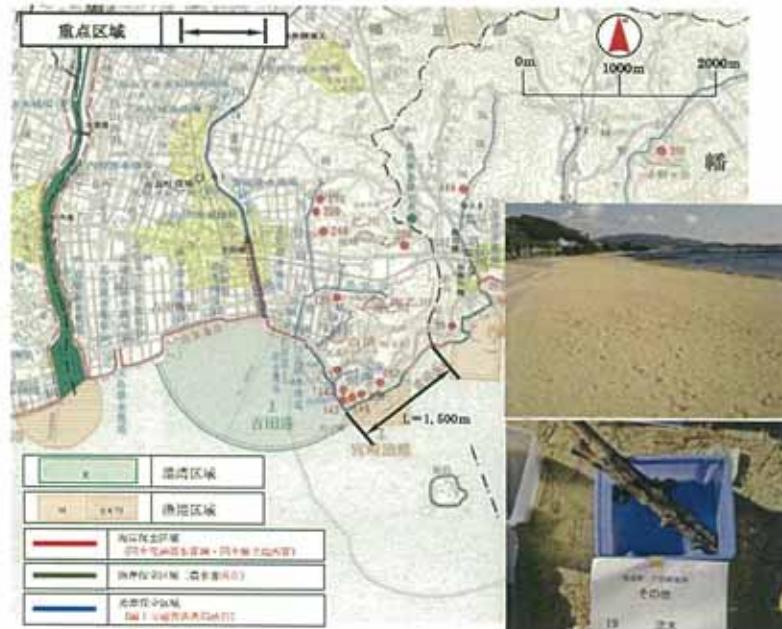
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

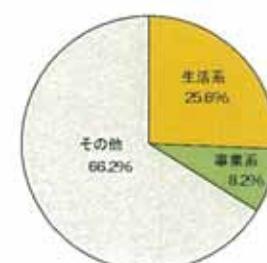
改定内容
・重点区域の追加

(新)

重点区域 ② 吉良地区：西尾市	
対象区域	桂子岬～古良町・幡豆町境
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



H22年 残留漂着物種類別重量の割合（恵比寿海岸）

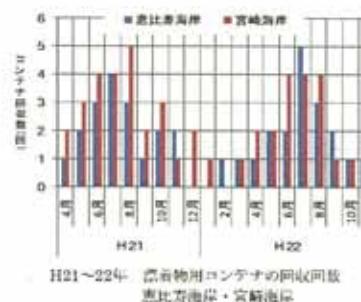
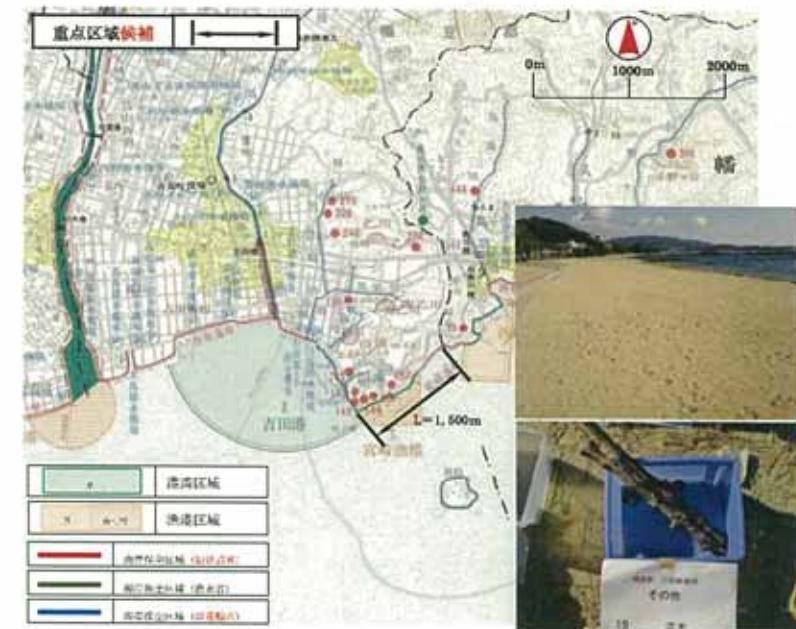


H22年 残留漂着物種類別重量の割合（宮崎海岸）

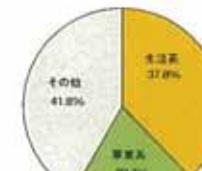
改定内容
・修正

(旧)

重点区域候補 ⑤吉良地区：吉良町	
対象海岸	宮崎漁港海岸宮崎地区海岸 吉良・幡豆海岸吉良・幡豆地区海岸
対象区域	吉良町・桂子岬～吉良町・幡豆町境
海岸管理者	県（河川課）、吉良町



H22年 残留漂着物種類別重量の割合（恵比寿海岸）



H22年 残留漂着物種類別重量の割合（宮崎海岸）



(新)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
		流木・漂木 を除く	流木・漂木 を含む
①H18一体の漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	宮崎海岸(1)	T	
	宮崎海岸(2)	T	
②平成21年度アンケート調査 (県境部)	恵比寿海岸		6
	宮崎海岸		8
③平成22年度現地調査 (県境部)	恵比寿海岸	T	T
	宮崎海岸	T	1
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県境部)	古良地区全域	降雨前:T 降雨後:T	降雨前:1 降雨後:T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・漂木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しそうい。		

※ P.2 の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	般

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利川されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標	
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支援のない海岸を目指す。	

(旧)

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク
①平成18年度調査 (国土交通省)	宮崎海岸	T
②平成21年度アンケート調査 (県境部)	恵比寿海岸	6
③平成22年度現地調査 (県境部)	宮崎海岸	8
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県境部)	宮崎海岸	T
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心と漂着する。特に夏季に漂着ごみが多く発生しそうい。	

平成22年度調査結果：流木・漂木以外のごみランク(左側)と流木・漂木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
吉良町による単独実施	地元住民 施設管理協会	年間通じて定期的に実施
住民ボランティア等民間団体による単独実施	一般	平成21.7
住民ボランティア等民間団体による単独実施	吉田漁業協同組合	—
	西三河漁業協同組合	—

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	春先から初夏にかけては潮干狩りとして、夏季には海水浴場としてレクリエーション利用がされ、多くの観光客が訪れている。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標	
二河湾の奥部に位置する本地域は、国定公園指定地域であり、海水浴などレクリエーション利用及び、漁港としての利用に支障のない海岸を目指す。	

改定内容

- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修正

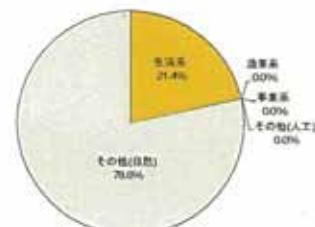
(新)

(旧)

重点区域	3 寺部地区：西尾市
対象区域	寺部海水浴場
海岸管理者	県（河川課）



写真：寺部海水浴場
(西尾市観光協会ホームページより)



H26年 海岸地帯物種別割合の割合
(寺部地区)

改正内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の累積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18 一括的漂着ゴミ実態調査 (国土交通省)	守部海岸(1)	0	△
	守部海岸(2)	0	△
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県境部)	守部海岸	T	T
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県境部)	守部地区全域	降雨前:T 降雨後:T	降雨前:0 降雨後:0
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多く発生している。		

※ P.2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支援のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

重点区域	4 東幡豆地区：西尾市
対象区域	東幡豆海岸
海岸管理者	財（港湾課）



写真：東幡豆海岸・前島・潮干狩り
(西尾市観光協会ホームページより)

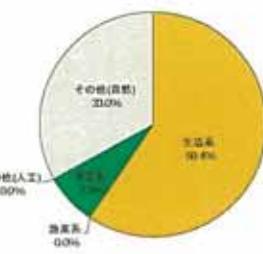


図25年：海岸漂着物種別別当量の割合
(東幡豆地区)

改定内容
・重点区域の追加

(新)

(旧)

地域概要

○海岸漂着物の堆积状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		泥木・漂木 を除く	泥木・漂木 を含む
①平成26年度海岸漂着物内容調査（島嶼部）	東幡豆港	T	T
②平成26年度海岸漂着物量調査（島嶼部）	東幡豆地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：0 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多々発生しており、また、海岸利用者により浜辺へごみがポイ捨てされる。		

※ P 2 の表2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	実施者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、潮の満ち引きによって前島に歩いて渡ることができるトンボロ干潟を有し、多くの観光客が訪れている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
・重点区域の追加